

地域子育て支援拠点事業における 活動の指標「ガイドライン」

[改訂版]



NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

地域子育て支援拠点事業における 活動の指標「ガイドライン」〔改訂版〕



もくじ

はじめに	2
1. 地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」	3
01 地域子育て支援拠点とは	4
02 基本的な考え方	5
03 支援者の役割	6
04 子どもの遊びと環境づくり	7
05 親との関係性	8
06 受容と自己決定	9
07 守秘義務	10
08 運営管理と活動の改善	11
09 職員同士の連携と研修の機会	12
2. 「ガイドラインに基づく自己評価表」及び「利用者向けアンケート」	13
「ガイドラインに基づく自己評価表」及び「利用者向けアンケート」の活用について	14・15
ガイドラインに基づく自己評価表	16・17
利用者向けアンケート	18
あとがき	19

はじめに



地域子育て支援拠点事業については、児童福祉法に基づく子育て支援事業、社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置付けられており、子育て家庭にとって身近な地域の拠点として、子育て支援の中核的機能を担うことが期待される。その半面で当該事業は、主に保育所に併設されてきた「地域子育て支援センター」、子育て当事者による草の根的な運動から発展してきた「つどいの広場」という、成り立ちの異なる両事業が再編・統合された結果として誕生したものでもある。そのため、市町村、社会福祉法人、NPO等の運営主体と、それらに従事する保育士、子育て経験者、保健師、児童厚生員等の様々な実践者が混在し、支援内容の多様化が見られる。

本来、地域子育て支援拠点における取り組みは、子育て環境の変化や地域特性の相違を考慮し、いわゆる非定形型サービスとして柔軟に展開されることが望ましい。しかし一方で、基礎となる原理・原則や方法論的な枠組みのあいまいさが残されており、各所で行われている支援には格差が生じている。そこで、当該事業の基本的な理念や理論の明確化に努め、支援内容の標準化と質的向上を図るための研究に取り組むことにし、平成22年に『地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」』を発行することができた。

今回の「ガイドライン」の改訂は、平成22年以後の時間的経過に伴う子育て環境の変化に加え、子ども・子育て支援新制度や児童福祉関連制度などの政策的動向を鑑み、内容について今一度見直す必要があると判断されたためである。とりわけ平成26年には厚生労働省が「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定めたこともあり、国が規定する実施要綱と併用できる「ガイドライン」を作成する必要もあった。こうした制度改正等のたびに、これまでも「ガイドライン」に微修正を加えてきたのだが、今回の改訂はそれらも含めた「全体的な変更」と位置付けることができる。なお、支援の原理・原則といった中心軸については変更することなく（ぶれることなく）、日々の活動に関する実務・実践面に関して加筆・修正を加えるとともに、新たに「ガイドライン」に基づく業務改善のための自己評価表や利用者向けアンケートを作成した。

改訂を施した「ガイドライン」が、それぞれの地域子育て支援拠点において柔軟に活用され、支援の質的向上のための一助となれば幸いである。また、子育てひろば全国連絡協議会の加盟団体などから今後とも意見を伺いつつ、「ガイドライン」自体についても継続的に改訂を加え、より良いものとしていきたい。

日本福祉大学 教授 渡辺顕一郎

1. 地域子育て支援拠点事業における 活動の指標「ガイドライン」

01 地域子育て支援拠点とは

地域子育て支援拠点は、親同士の出会いと交流の場であり、子どもたちが自由に遊びかわりあう場でもある。親は親で支えあい、子どもは子どもで育ちあい、地域の人たちが親子を温かく見守ることが、子育てにおいては必要不可欠な経験となる。すなわち、地域子育て支援拠点は、親子・家庭・地域社会の交わりをつくりだす場である。

現代社会では、親同士が日常的に交流できる近隣関係や、子ども同士が群れて遊べるような場を見出すことは難しくなってきました。育児不安や孤立した子育てが問題となる中、親子が他者と出会い交流できる仕組みを意図的に再生することが求められています。地域子育て支援拠点には、子ども同士、親同士、さらには地域の様々な人たちと子育て家庭をつなぐ「架け橋」としての働きが期待されます。

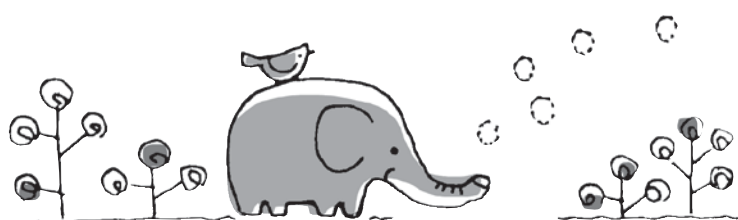
こども家庭庁が定める『地域子育て支援拠点事業実施要綱』においては、「一般型」「連携型」の2つの事業類型を設け、両方に共通する4つの基本事業を規定しています。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

このように、地域子育て支援拠点は、単に親子が集う場を提供するだけでなく、子育てに関する相談や情報提供などを行ったり、親子の交流を通して親同士の支えあいや子ども同士の育ちあいを促すような働きが求められています。これらの基本事業は、地域子育て支援拠点における中心的な取り組みであり、法令順守の観点からも支援者は適正な実施に努めなければなりません。

また、基本事業だけでなく、地域支援の視点に立って、地域の連携や交流を図るなどの活動に取り組むことも期待されています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築するためには、公的な制度に位置づけられた他の子育て支援事業や母子保健事業などとの連携はもちろんのこと、民間の自発的・自主的な子育て支援の取り組みにも目を向けて、地域全体で子育てを支える拠点としての機能を担うことが重要です。

※親とは主に父や母を指すが、祖父母・その他の養育者なども含む



02 基本的な考え方

子どもの育ちも子育ても、家庭の中で完結する営みではなく、様々な人たちとのかかわりを通して促される。地域の人たちの支えを得て、親子が豊かに生活できる環境をつくり出すことが、子どもとその家庭全体の福祉の向上につながる。

地域子育て支援拠点事業は、子どもの健やかな育成と生活保障を理念に掲げる「児童福祉法」に位置づけられた社会福祉事業です。児童福祉法では、地域子育て支援拠点事業について以下のように規定されています。

「乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう」

また、子どもの権利条約（1989年国連採択）に示された「子どもの最善の利益の優先」は、児童福祉、母子保健、教育などの様々な分野で重視されるようになっていきます。地域子育て支援拠点においては、親及び子どもの性別、出身地、民族、国籍、障害などにかかわらず、親子の交流や地域交流を通して、子どもが健やかに育まれることを“子どもの利益”にとらえます。また、子どもだけでなく、親も支えを得て、子育てに取り組む意欲や自信を高めていくことが、親子の関係性と家庭生活の安定につながります。

これまで述べてきた内容については、以下のようにまとめることができます。

- ①個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重されること。
- ②親が支えを得て子育てに取り組むことができ、子どもに向き合うゆとりと自信を持てるように支援すること。
- ③親子の関係性、そして様々な人たちとの関係性のなかで、子どもが他者への信頼感を高められるように支援すること。
- ④そのような関係性の中で子どもと親の孤立・孤独を回避し、自己肯定感を高め、豊かに生活できる環境が創造されること。

子育てをめぐるのは、児童虐待、貧困、ひとり親家庭、子どもの障害や外国籍の家庭への対応など、多様な福祉的課題が顕在化しています。また、父親不在の育児が課題となる中、父親の育児参加を促すためにパパプログラムなどの支援に取り組むことも求められます。地域子育て支援拠点は、子育てを行う家庭の多様性を視野に入れつつも、それぞれの地域ではどのような課題への対応が急務となっているかについても把握し、拠点における取り組みの内容や地域連携のあり方について検討することが求められます。



03 支援者の役割

支援者に求められる役割は、親と子どもの最大の理解者であり、日常生活における身近な「話し相手」「遊び相手」であり、地域の人と人との関係を紡ぎだすことである。

支援者は利用者を温かく迎え入れ、利用者同士がお互いに支えあい、育みあえる関係づくりに取り組むことが重要である。また、他の専門職との連携やネットワークづくり、ボランティアとの交流など、積極的に地域交流の可能性を拡大するようにも努めること。

1 温かく迎え入れる

地域子育て支援拠点に初めて訪れる際には、誰でも期待と同時に、自分が受け入れられるかという不安や、初めての場・人に出会うことへの緊張感を体験します。支援者が日常的な挨拶と笑顔を絶やさずに迎え入れることは、緊張を緩和するだけでなく、不安を乗り越えて来所してきた利用者に対して敬意を示すことにもなります。

2 身近な相談相手であること

支援者は日頃から個々の利用者とかかわり、気兼ねなく相談に応じられる態度で接することが大切です。利用者は支援者の人柄にふれるにつれて、次第に親近感や信頼感を抱くようになります。利用者から個別に相談を求められたときにも、自分の意見を述べるより、まずは相手の話にじっくりと耳を傾けることが基本となります。

3 利用者同士をつなぐ

地域子育て支援拠点では、同じ立場にある親同士の支えあい、子ども同士の育ちあいを促すことが大切です。ただし、利用者によっては集団に馴染めなかったり、日々利用者の顔ぶれが変わる中で既成の集団に入りにくい場合も生じます。したがって支援者には、利用者集団の動きをよく把握し、必要に応じて利用者同士を紹介したり結びつける役割が求められます。

4 利用者と地域をつなぐ

地域子育て支援拠点の働きとして、親子の成長を見守ることができる環境づくりに取り組むことは重要です。そのためには、世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし、積極的に地域交流を図ることが求められます。また、必要に応じて他機関・施設との連携を図りながら支援を行うことも重要です。

5 支援者が積極的に地域に出向く

地域子育て支援拠点について知らなかったり、利用に際してためらいや不安があるために、支援につながる人が難しい人もいます。支援者が子育てサークルや乳幼児健診などの親子が集まる場に出向き、自ら知り合うきっかけをつくることで利用を促すことも大切です。

04 子どもの遊びと環境づくり

普段から親子だけで過ごすしがちな若い子どもが地域の大人と触れ合ったり、子ども集団の中で自然かつ自発的な育ちあいが促されるように配慮することは大切である。そのためには全員参加型の活動や、親子合同のプログラムのみに終始せず、子ども同士のかかわりを見守ったり、地域交流の中で遊びや活動を創造できる環境づくりにも努めること。

1 子どもを受容する

子どもは生まれたときから独立した人格を持つ存在であり、一人ひとりの性格や発達の様子に差が見られるのも自然なことです。子どもたちは周りから受け容れられ、日々の生活の中で安心・安定して過ごすことを欲しています。まずは、子どものありのままの姿を見つめ、“感じていること”“していること”に共感しつつ、可能性を広げていくことが大切です。

2 子どもにとって“快”な場所であるように配慮する

地域子育て支援拠点では、子どもにとって居心地がよく、活動の内容も個々の子どもの興味や関心を大切にしながら発達に応じた環境設定が求められます。安全を確保しながらも、おもちゃ棚等でスペースを区切るなどコーナーに分けることで、子どもが自分の意思で遊びを選択し、ゆっくり遊びこめる環境をつくるなど、拠点全体のゾーニング等への配慮が欠かせません。支援者が受容的にかかわることはもちろん、できるだけ閉塞感がなく活動しやすいように、部屋の明るさや遊具の配置に工夫を凝らすことも大切です。

3 子どもが様々な人たちとかかわる機会をつくりだす

普段は親子で過ごすことが多い若い子どもたちにとって、他の親子や地域の人たちとかかわりあう機会をつくりだすことは、子どもの情操や社会性を豊かに育むために大切です。また同時に、子どもにとって充実した時間を過ごせることは親にとっても喜びであり、子どものために地域子育て支援拠点を継続的に利用することにもつながります。

4 子どもの自発的な遊びや他者とかかわりを大切にする

子どもが安全に過ごせるように親に注意を促すことは必要ですが、常に“目を離さないように”と求めることによって、子ども同士の関係性に親が過剰に介入することも起ってきます。また、個々の子どもの自発的な遊びよりも、支援者によって決められたプログラムが優先される場合には、せっかく芽生えてきた自発性が委縮してしまう場合もあるでしょう。したがって、地域のボランティアの協力を得ながら、親の保護を離れて子ども同士で安全に遊ぶことができるように見守ったり、親以外の大人とかかわりあう時間をつくることは大切です。

05 親との関係性

利用者は個別の相談援助だけでなく、“日常的な話し相手”というような対等な関係を求めている。ただし、支援者はその立場ゆえに、ともすれば親を「子育てについて未熟な人」と見なし、指導的な役割に傾斜する傾向があることを自覚しなくてはならない。支援者は日頃から個々の利用者理解に努めるとともに、相互理解を通して信頼関係の構築を目指すこと。

1 普段からのかかわりを大切にする

支援者はできる限り利用者集団の中に身を置き、親子とかかわる時間を設けることが大切です。支援者のほうから、何気ない日常的な会話を通して対等な関係をつくりだすことが、相互の信頼感を深めるための重要な手段となります。

2 手助けを求められる関係性

地域子育て支援拠点には、「話し相手がほしい」「子育ての仲間をつくりたい」「子どもの友達を見つけない」など、様々なニーズを持った人たちが訪れます。したがって、利用者がいつでも支援者に手助けを求めることができるように、水平・対等な関係を築くことが大切です。また、子育ての悩みや不安を親が一人で抱え込まないように、それらを気兼ねなく相談できる関係を築くことも重要です。親にとって身近に感じられる支援者の存在は、子どもの虐待やネグレクトなどの問題を未然に防ぐ「第一次予防（発生予防）」の働きを担う場合があります。

3 生活の背景を理解する

利用者が地域子育て支援拠点で過ごす時間は、親子の生活の一部に過ぎません。活動の中では明るくふるまっている利用者でも、家庭に帰ると異なる様子で過ごしている場合があります。支援者には、利用者との日常的な会話や態度などの様子を通して、家庭での子育てや日常生活の状況についての情報を得て、個々の生活背景の理解に努めることが求められます。

4 自己覚知に努める

支援者は専門的観点から、あるいは自身の子育て経験に基づいて利用者を見るために、親の未熟な面を見出し、指導的にかかわる場合があることを自覚しなくてはなりません。指導的な関係は、ときには利用者の過度な依存をもたらし、親としての不全感を高めてしまう可能性があります。したがって支援者は、日頃から自身の考え方やふるまいを意識的に見つめ直し、支援者としての自分への気づきを深めることが大切です。

06 受容と自己決定

「受容」「自己決定」については最大限に尊重されなければならない。利用者から相談を求められたときには、十分に話を聞くことによって悩みを理解し、その軽減や解決のために必要な情報を提供したり、選択肢をともに考えることを通して、自己決定を促すように努めること。

1 受容と共感的態度

利用者が相談を求めてきたときには、話に耳を傾けて胸の内にある気持ちを自由に表現できるようにし、受容的・共感的態度で接することが基本です。たとえ特別なアドバイスがなくても、不安、焦り、悲しみなどの負の感情を含めて、自分の気持ちや悩みを分かちあってくれる人を得るだけで支えになる場合があります。

2 利用者に寄り添い、ともに考える

支援者は利用者の悩みに寄り添い、その軽減や解決に向けた方法をともに考えることが大切です。そのためには、支援者の指示や判断を示すことよりも、むしろ親や子どもの力を信じ、最大限に引き出すことが求められます。支援者に支えられながらも、最終的に利用者自身が導き出した意思決定を尊重することは、成長を促す重要な機会になります。

3 子どもの個性を尊重する

乳幼児期の発達には個人差が認められる場合が多々あります。支援者には、乳幼児期の発達の道筋や順序性など一般的な特徴を理解しつつも、子どもの発達の様子をありのままに受けとめ、一人ひとりの発達の歩みに寄り添っていく姿勢が求められます。このように支援者が子どもの個性を尊重し、親とともに子どもの成長を見守っていくことが、親に対しても安心感を与えます。また支援者は、子どもが自発的に遊びを選択できるように環境を整え、子ども自身の興味や関心に共感的にかかわることも大切です。



07 守秘義務

親・子どものプライバシーについては、話された情報や記録等の媒体の扱いに注意し、他者（利用者、専門職を含む）に公表する必要がある場合には、本人の了解を得ること。また、ボランティア等の地域の協力者とも個人情報の保護や情報管理、守秘義務についての共通理解やその範囲について統一の見解を共有すること。

1 地域子育て支援拠点事業における守秘義務

地域子育て支援拠点事業実施要綱には、以下のように守秘義務が規定されています。

「事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと」

不特定多数の利用者が訪れる地域子育て支援拠点では、記録等の保管・管理に加え、広報紙・通信やホームページ上での情報の扱いについても十分に配慮する必要があります。ただし、守秘義務の対象となる個人情報の範囲を厳密にとらえる余り日常会話の中でも絶えず気遣いをするようになると、支援者だけでなく、ボランティア等の協力者も活動しにくくなります。まずは本人の了解を得ることを基本とし、利用者、支援者、ボランティアを含めた関係性の中で守秘義務が要求される状況を想定し、最低限のルールを示すことが大切です。

2 専門職との連携における配慮

子育ての悩みや不安を解決するために他の支援を活用することが妥当だと考えられる場合、その必要性を利用者に説明し、できる限り本人の了解を得てから専門職間で情報を共有することが重要です。

3 守秘義務が適用されない場合

「児童虐待の防止等に関する法律」の規定では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、児童相談所または福祉事務所に通告することとなっています。この場合、実施要綱における守秘義務規定も、また各専門職に課せられた守秘義務も適用されません。利用者への対応に迷う場合には、まずは児童相談所や福祉事務所の担当者と相談することが必要です。このような深刻なケースへの対応を想定し、普段から関係機関との連携を深めておくことも重要になります。



08 運営管理と活動の改善

事故やけがの防止と対応、衛生管理等については一定の方針を明確にし、十分に配慮すること。併せて、運営管理面や活動のあり方については、定期的に利用者の意見を聞いたり、ボランティア等の協力者とともに話し合う場を設けて、常に支援者以外の評価に基づく改善の機会を確保すること。

1 運営管理面の方針を明確にする

けがや事故の際の救急対応の方法、それらが起こらないような設備面での工夫や運営側の責任についての方針を明確にすることは重要です。ただし、過剰になりすぎると禁止事項ばかりが増えて、利用者にとって居心地のよくない場所になったり、親や子どもが自ら危険回避する力を奪ってしまったりする場合があります。安全面と居心地のよさのバランスを図るためには、利用者の意見も聞きながら、運営管理面の方針を作成し、定期的に見直すことが大切です。

2 とともに運営や活動を見直し改善する機会を設ける

災害時の安全確保や避難方法などについては、利用者やボランティアとも話し合い、お互いの協力のもとに定期的な避難訓練などを実施することが大切です。また、運営管理面だけでなく、支援者の対応や活動内容に関しても、利用者やボランティアの意見を聴く機会を設けて、日頃から支援の向上に努めることが重要です。

3 継続的に業務改善に取り組む

運営管理や活動内容等については、年に1回はその成果を総括し、次に取り組むべき課題を見出すなどの点検作業を通して、継続的な業務改善に努めることが大切です。なお、社会福祉分野においては、「PDCA サイクル」に基づく事業評価や業務改善の手法が注目されるようになっていきます¹。この場合、支援者側の自己評価にとどまらず、利用者に直接意見を聴いたりアンケートを行うなど、利用者側の視点に立って評価・改善に取り組むことが求められます。また、支援者でも利用者でもない公正・中立な立場の専門家などによる「第三者評価」も求められるようになっていきます。

4 記録を適切に作成する

日々の支援に関しては、個別に相談に応じたケースの記録だけでなく、日報や活動記録などを作成し、支援の検証や改善につなげていくことが大切です。

1 PDCA サイクルとは、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）のステップを繰り返すことにより、継続的に業務改善に取り組む手法。

09 職員同士の連携と研修の機会

日頃から施設・団体内で職員間の連携を図り、必要な情報を共有し、支援に際しての方針や役割分担等について共通理解を得ること。また、研修や学習会などの機会を積極的に活用し、支援者としての専門性の向上にも努めること。

1 職員同士のチームワークを高める

地域子育て支援拠点事業では、「一般型」は2名以上の専従職員を配置し、「連携型」では1名以上の専従職員に児童福祉施設等の職員が協力することが定められています。このように、複数の職員が活動する事業では、相互にチームワークの向上に努め、同一施設・団体として支援の質を高めることが求められます。

2 ミーティングやケース会議の機会を設ける

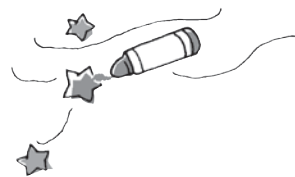
週1回程度、短時間でも職員間のミーティングの場を持つことで、相互に利用者理解を深め、活動のあり方を全員で見直すことは重要です。また、必要に応じてケース会議を行うことで、特定の支援者がケースを抱え込むことを避けたり、職員間で協力して支援を行うことも大切です。

3 研修の機会を活用する

支援者としての資質を高めるためには、施設内での職員同士の研修だけでなく、外部の研修に積極的に参加することで視野を広げ、利用者へのかかわり方や活動内容を客観的に見つめ直す機会を得ることが不可欠です。

4 支援者を支援する

特定のケースへの対応に関して、施設内の職員関係や、支援者自身の抱える問題などが影響を及ぼすことがあります。このような場合、支援者自身の成長を助けるために、職員（同僚）同士で話し合いの機会を持ったり、外部の専門家などにアドバイスを受ける機会を設けることが必要になります²。



2 特定のケースへの対応を検討したり、支援者の成長を促すために、管理職や専門家による助言・指導などを行う活動をスーパービジョンという。スーパービジョンには、同僚同士で行うピア・スーパービジョンもある。また、専門家を外部機関から招き、特定の領域の専門知識・技術に関して助言や指導を受けることをコンサルテーションという。

2.「ガイドラインに基づく自己評価表」 及び 「利用者向けアンケート」

「ガイドラインに基づく自己評価表」及び「利用者向けアンケート」の活用について

社会福祉事業に関しては、各施設・事業所等において継続的に業務改善に努め、支援の質を向上させていくために、自己評価や第三者評価の実施が求められるようになっていきます。

『地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」』については、改訂版の発行に伴い、地域子育て支援拠点の支援者が自主的に自己評価に取り組むことができるよう、「ガイドラインに基づく自己評価表」（以下、自己評価表）を作成しました。また、利用者の視点から日頃の活動に対して評価をいただくことが業務改善に必要であることから、「利用者向けアンケート」も併せて作成しました。

（１）自己評価表及びアンケートについて

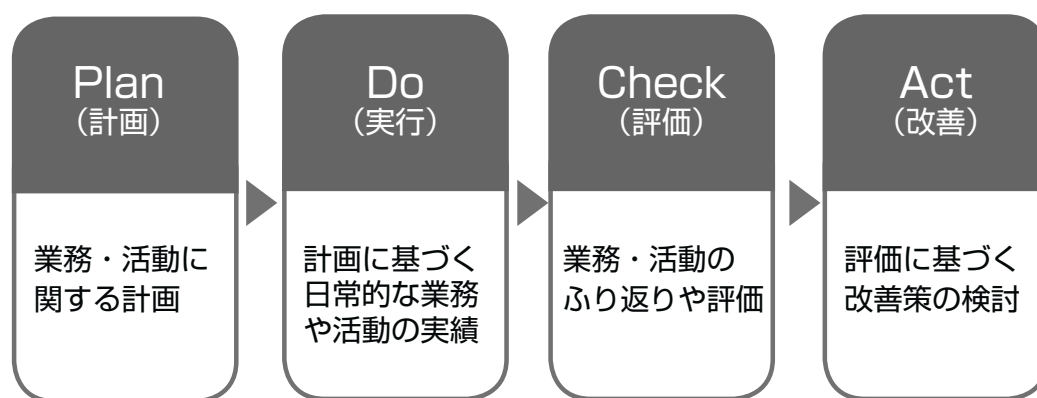
- ガイドラインに盛り込まれた 01 ～ 09 の内容について、別添の自己評価表ではそれぞれに 4 ～ 6 個の評価項目を割り当てています。また、利用者向けアンケートでも内容ごとに 1 ～ 5 個の項目を設けています。
- 自己評価表に関して 01 ～ 07 は、おもに支援者自身の意識・行動面に目を向けて評価を行って下さい。08、09 については支援者個人より、むしろ拠点を運営する団体の業務について評価を行って下さい。
- 自己評価表、利用者向けアンケートを参考資料として添付します。それぞれの拠点施設において評価項目を追加するなど、柔軟にご活用いただければ幸いです。

（２）評価の方法について

- 自己評価表の結果に基づき、支援者が所属する地域子育て支援拠点の活動の特徴や、支援者自身の実践における長所や短所について気づきを深めることができます。また、拠点施設内の支援者同士が各々の評価を突き合わせることで共通する課題を見出したり、支援者間で評価が異なる項目について話し合うことで、多面的な考察が可能になります。
- 利用者向けアンケートについては、項目別に「あてはまる」から「あてはまらない」の 4 段階評価に沿って回答件数を集計することなどにより、全体的な傾向を把握することができます。その結果、地域子育て支援拠点の活動に対する利用者の満足度や、利用者が改善を求めている点などを見出すことができます。また、アンケートの自由記述欄なども参考にして、全体的な傾向だけでは測りきれない個別の意見についても目を向けることが大切です。
- ガイドラインの 01 ～ 09 の内容に沿って、支援者の自己評価の結果と、利用者のアンケート結果の傾向を比較してみましょう。支援者と利用者との間で評価が異なる内容や項目があれば、改めて利用者側の視点に立ってその理由を考えてみることも大切です。

(3) 活動・業務改善に活かすために

ガイドラインの本体でも述べたように、社会福祉分野においては「PDCA サイクル」に基づく事業評価や業務改善の手法が注目されるようになっていきます。このPDCAサイクルを地域子育て支援拠点事業の業務・活動に当てはめると、下図のようになります。



自己評価表や利用者向けアンケートは、基本的に「Check」のステップで活用できるツールです。自己評価表やアンケートの結果は、次のステップの「Act」で改善策を検討する際の資料として活用できます。さらに、検討された改善策を「Plan」で新たに業務・活動計画に反映させることにより、「Do」で実質的な業務改善に結び付けることができるでしょう。



ガイドラインに基づく自己評価表

日頃の活動の振り返りのために、下記の項目に沿って評価してみましょう。4段階のいずれかに○を記入してください。

評価項目		あてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
01 地域子育て支援拠点とは					
①	親子が集う場を提供し、親子の交流を通して親同士の支えあいや子ども同士の育ちあいを促している				
②	子育て等に関する相談や援助を行っている				
③	利用者に対して子育てに関する情報を幅広く収集し、情報の提供を行っている				
④	子育てや子育て支援に関する講習などを月1回以上実施している				
⑤	地域支援の視点に立って、地域の連携や交流を図るなどの活動に取り組んでいる				
02 基本的な考え方					
①	親および子どもの性別、出身地、民族、国籍、障害などにかかわらず、すべての親子を支援の対象としている				
②	子ども一人ひとりの最善の利益を尊重している				
③	親が支えを得て子育てに取り組む、子どもに向き合うゆとりと自信を持てるように支援している				
④	子どもが様々な人たちとの関係性のなかで、他者への信頼感を高められるように支援している				
⑤	親子の孤立を防ぎ、子育ての不安感を軽減するように努めている				
⑥	子育てをめぐる多様な福祉の課題にも目を向け、地域の関係機関と連携しながら子育て家庭を支援している				
03 支援者の役割					
①	あらゆる利用者に対して、日常的な挨拶と笑顔で温かく迎え入れている				
②	日頃から利用者とかかわり、気兼ねなく相談に応じられる態度で接している				
③	利用者全体の動きをよく把握し、必要に応じて親同士・子ども同士を紹介し、結びつけている				
④	世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし、積極的に地域交流を図っている				
⑤	子育てサークル・乳幼児健診などの親子が集まる場に積極的に向き、拠点の利用を促している				
04 子どもの遊びと環境づくり					
①	子ども一人ひとりをありのままに受容している				
②	発達に応じて遊びこめるように、遊具の配置やコーナー分けに工夫をしている				
③	決められたプログラムに終始せず、子ども同士の自発的な遊びやかかわりあいを促している				
④	親が過剰に介入することなく、子どもたちが自由に遊べるように努めている				
⑤	地域のボランティアなどとの交流を促し、子どもの社会性を豊かに育む環境づくりに努めている				

評価項目		あてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
05 親との関係性					
①	利用者集団の中に身を置き、日常的に親子とかかわる時間を大切にしている				
②	利用者がいつでも支援者に手助けを求めることができるように、水平・対等な関係を築いている				
③	利用者との日常的な会話や態度などの様子を通して、家庭での子育てや生活背景の理解に努めている				
④	日頃から自身の考え方やふるまいを意識的に見つめ直し、支援者としての自己覚知に努めている				
06 受容と自己決定					
①	相談に際しては、相手の感情を受容し、共感的な態度で接している				
②	利用者の悩みを理解し、その軽減や解決のための方法をともに考え、最終的に本人の自己決定を尊重している				
③	子どもの個性や発達を理解し、親とともに成長を見守っている				
④	子どもの興味や関心に共感し、自ら遊びを選択できるようにかかわっている				
07 守秘義務					
①	地域子育て支援拠点事業実施要綱の守秘義務規定に基づき、利用者の個人情報保護し、業務遂行以外に用いていない				
②	不特定多数の利用者が訪れる場であることをふまえ、相談の場の環境や記録等の管理について十分に配慮している				
③	広報紙・通信やホームページ等での情報の扱いについて十分に配慮している				
④	ボランティア等の協力者にも守秘義務についての共通理解を求め、個人情報の範囲について共有している				
⑤	「児童虐待の防止等に関する法律」に規定された通告義務を理解し、虐待の発見に備えて関係機関等との協力関係をつくっている				
08 運営管理と活動の改善					
①	事故やけがの防止、衛生管理、災害時等の対応を職員間で話し合い、運営管理面の方針を明確にしている				
②	運営や活動内容に関して、利用者やボランティア等の協力者と話し合う機会を設けている				
③	利用者に直接意見を聞いたり、アンケートを行うなど、利用者側の視点に立って評価・改善に取り組んでいる				
④	個別の相談に応じたケースの記録、日報や活動記録などを作成し、支援の検証や改善につなげている				
09 職員同士の連携と研修の機会					
①	職員同士が相互にチームワークの向上に努めている				
②	定期的にミーティングやケース会議を持ち、相互に利用者理解を深め、職員間で協力し、支援している				
③	研修の機会を積極的に活用し、常に職員の資質と専門性の向上に努めている				
④	支援者自身の成長を助けるために、職員間で話し合ったり、外部の専門家などの助言の機会を設けている				

利用者向けアンケート

あなたが利用している地域子育て支援拠点について、下記のアンケート項目に回答して下さい。4段階であてはまるものに○を記入して下さい。

ガイド ライン	アンケート項目	あてはまる	だいたい あてはまる	あまり あてはまらない	あてはまらない
01	1 親子が交流し、親同士が支えあったり、子ども同士が育ちあう雰囲気がある				
	2 子育て等に関する相談や援助が行われている				
	3 子育てに必要な情報が提供されている				
	4 子育てや子育て支援に関する講座などが月1回以上実施されている				
	5 地域の方々と交流を図る活動が行われている				
02	6 親および子どもの性別、出身地、民族、国籍、障害などにかかわらず利用できる				
	7 子どもの個性や可能性が認められ、尊重されている				
	8 この施設を利用することで子育てを支えられていると感じる				
03	9 挨拶と笑顔で親子を温かく迎え入れてくれる				
	10 子育ての悩みなど、気兼ねなく相談できる				
	11 親同士・子ども同士の仲間づくりなどを助けてくれる				
	12 高齢者や学生など、地域のボランティアが活動している				
04	13 子どもたちが遊びやすいように、遊具の配置やコーナー分けなどが工夫がされている				
	14 子どもたちが自らの興味や関心に沿って遊んだり、他の子どもとかわりあうことができる				
	15 子どもたちが親以外の大人とかわることができる				
05	16 職員は、普段から親子の交流の場において、かわってしてくれる				
	17 いつでも職員に手助けを求めることができる				
06	18 職員に相談したときには、自分の気持ちや悩みを受け止め、共感してくれる				
	19 職員に相談したときには、解決方法を押し付けずに、親の考えを尊重してくれる				
	20 子どもたちの個性や発達を理解し、親とともに成長を見守ってくれる				
07	21 広報紙・通信やホームページ等での情報の扱いについて配慮されていると感じる				
	22 相談する際のプライバシーが守られていると感じる				
08	23 事故やけがの防止、衛生管理、災害時等の備えがなされている				
	24 利用者に直接意見を聞いたり、アンケートなどを行い、業務の改善に取り組んでいる				
09	25 職員同士が協力しあっていると感じる				
● 自由記述欄 ●					

あとかき



本ガイドライン（改訂版）は、日本福祉大学の渡辺顕一郎先生を主任研究者として実施された『平成 21 年度児童関連サービス調査研究事業「地域子育て支援拠点事業における活動評価の分析及び普及可能なガイドラインの作成に関する研究」（一般財団法人こども未来財団）』の成果として平成 22 年 7 月に発行された普及版を下敷きに、平成 26 年度に地域子育て支援拠点事業の実施要綱改編を踏まえ、実施施設における自己評価、利用者評価などを取り入れた活動評価をさらに充実させるため、NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会が検討委員会を設置して印刷・発行したものです。

ガイドラインの基礎となる作業モデルとして取り組んできた一連の研究は、以下の通りとなっています。

- 『拠点型地域子育て支援におけるプログラム活動のあり方に関する研究』
（平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業、こども未来財団）
- 『拠点型地域子育て支援における従事者に対する研修プログラムの開発』
（平成 18 年度児童関連サービス調査研究等事業、こども未来財団）
- 『地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」作成に関する研究』
（平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業、こども未来財団）
- 『地域子育て支援拠点事業における活動評価の分析及び普及可能なガイドラインの作成に関する研究』
（平成 21 年度児童関連サービス調査研究等事業、こども未来財団）

・研究に携わった研究員（敬称略）

渡辺顕一郎 （日本福祉大学 教授）
橋本真紀 （関西学院大学 教授）
大豆生田啓友 （玉川大学 教授）
金山美和子 （長野県短期大学 専任講師）
奥山千鶴子 （NPO 法人びーのびーの 理事長）
坂本純子 （NPO 法人新座子育てネットワーク 代表理事）
野口比呂美 （NPO 法人やまがた育児サークルランド 代表）

平成 28 年度の本研究ではこれまでの活動評価の洗練化を図り、さらに実施施設や実践者の質的向上を目指し、モデル実施を行いながら普及可能な内容へと発展させることに取り組んできました。各所においてご活用いただくとともに、ご意見等を頂戴できれば幸いです。

- ・平成 28 年度地域子育て支援拠点の評価指標作成検討委員会メンバー（敬称略・五十音順）
- 主任研究員 渡辺顕一郎 （日本福祉大学 教授）
研究員 石田尚美 （NPO 法人松戸子育てさぽーとハーモニー 理事長）
奥山千鶴子 （NPO 法人びーのびーの 理事長）
坂本純子 （NPO 法人新座子育てネットワーク 代表理事）
中橋恵美子 （NPO 法人わははネット 理事長）
野口比呂美 （NPO 法人やまがた育児サークルランド 代表）
松田妙子 （NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事）

平成 29 年 3 月

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長 奥山千鶴子

MEMO

地域子育て支援拠点事業における 活動の指標「ガイドライン」【改訂版】

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

〒 222-0037 神奈川県横浜市港北区大倉山1-12-18-303
TEL : 045-531-2888/045-546-9970 FAX : 045-512-4971
Mail : info@kosodatehiroba.com HP : <https://kosodatehiroba.com>